

2024年(令和6年)10月10日

茨城NPOセンターコモンズ 多文化ソーシャルワーク講座 第5回

# 社会保障・福祉制度と在留資格の関連 ： 子育て支援を中心に

東洋大学 南野奈津子

minamino@toyo.jp



# ▶ 本日の内容

## ◆はじめに

1 在留資格の基礎情報の確認

2 子育て家庭に在留資格が与える影響

3 調査研究から①外国人子育て家庭と支援とのつながり

— 休憩 —

4 多文化ソーシャルワークの視点に基づく支援実践

5 調査研究から②諸外国での実践

## ◆質問など(15分程度)

## はじめに

### 国際結婚のうち妻が外国人の国籍割合

年	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	米国	英国	ブラジル	その他
2012	17.5	41.7	20.5	4.8	1	0.3	1.2	11.1
2017	12.4	34.6	24.5	6.3	1.6	0.4	2	17.3
2022	11.2	26.9	21.6	6.9	2.2	0.5	2.3	27.7

### 国際結婚のうち夫が外国人の国籍割合

年	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	米国	英国	ブラジル	その他
2012	28.2	12.7	2.2	0.5	17.9	4.4	4.2	28.4
2017	25.4	12.2	3.2	0.6	16.1	3.3	4.9	32.3
2022	22.9	13.8	3.5	0.5	16.8	3.1	4.1	33.8

厚生労働省（2022）人口動態統計（報告書）より作成

・若年層（15～34歳）の外国人女性は、2022年末時点で約60万で、10年前の1.5倍弱

家族の変化、社会状況の変化(国内の所得格差、世界における移住労働者の移動の変化)の影響を考慮が必要

# 1 在留資格と制度利用をめぐるポイント

1. 3か月以上滞在する外国人は在留カードを取得する
2. 親の在留資格で子どもの在留資格が決まる  
(必ずしも親子で同じではない)
3. 制度利用が可能かは在留資格で決まる
4. 在留資格がない子ども家庭でも利用できる制度もある
5. 制度の対象であっても、様々な理由で制度につながらない人が多くいる

## 2. 親の在留資格で子どもの在留資格が決まる

親の在留資格	こどもの在留資格
外交・公用	外交・公用
教授・芸術・宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、興行。技能、文化活動、留学	家族滞在
特定技能1号、技能実習、短期滞在、研修、家族滞在、特定活動	なし (家族帯同を認めていないため)
永住者	永住者の配偶者等
永住者の配偶者等、日本人の配偶者等、定住者	定住者
特別永住者	特別永住者

\* 親のいずれかが外国人で、子どもが外国籍→「日本人の配偶者等」  
特定技能2号: 家族帯同が可能。家族は「家族滞在」

## 子育て家庭に関わるルール

- 養育者が就労しており、「家族滞在」で子どもや配偶者である場合、配偶者や子どもが働く場合には「資格外活動許可」の申請が必要。  
資格外活動許可は以下の2つ
  - 包括許可：週28時間以内の就労
  - 個別許可：週28時間以上、業務委託契約など時間を明示できない勤務
- 「家族滞在」は日本で働く就労系の在留資格をもつ外国人の家族が対象なので、就労系の在留資格をもつ外国人が在留資格を失った、解雇された、などの場合には「家族滞在」の効力も失う。そのような場合には、期限が切れる前に別の在留資格を取得する必要がある

### 3. 制度が利用可能かは「在留資格」で決まる

#### ・生活保護

法律上原則外国人は不可。人道的見地から「準用」(行政措置)として適用

\* 準用:永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者・特別永住者、難民

特例貸し付けに留学生殺到 アルバイト減り生活困窮:申請・相談者約4千人の大半が外国人留学生  
(西日本新聞 2020年6月16日)

生活福祉資金特例特集  
②「豊島区 申請の半数が外国人」  
(福祉新聞 2021年04月21日)

コロナ緊急貸付金、申請4割が外国人:就労に制約、困窮顕在化  
(2021年5月2日 下野新聞)

・在留資格以外の活動はできないし、その活動をしていないこともできない

社会的危機下で、準用の対象外の外国人の貧困が顕在化

- ・在留期間が3か月以上の在留資格保持者は、法上はほぼすべての社会保障制度の対象
- ・国民年金・国民健康保険・介護保険：日本の在留期間が3ヶ月以上の在留資格保有者は加入義務がある
- ・健康保険・厚生年金：事業所は国籍問わず従業員を健康保険に加入させる義務がある（健康保険法上の任意適用事業所は除外）

・個人事業所で常時使用の従業員が5人未満  
・従業員数に関わらず以下の業種：農林水産業、飲食業、旅館他の宿泊所、理美容・浴場等、映画・娯楽業、法律・会計士等その他サービス業

- ・労災は国籍、在留資格問わず適用
- ・母子保健サービス  
母子保健法は、国籍や在留資格に関係なく（妊婦が非正規滞在者であっても）すべての女性に適用（母子健康手帳、入院助産、健康診査など）  
しかし、実際には自治体の対応に差があるのが実情
- ・DV被害者：超過滞在者で被害者の場合は状況を考慮する旨が法務省より示されている



## ・就学

Q 外国人の子の就学に関する手続について、どのような点に留意が必要でしょうか。

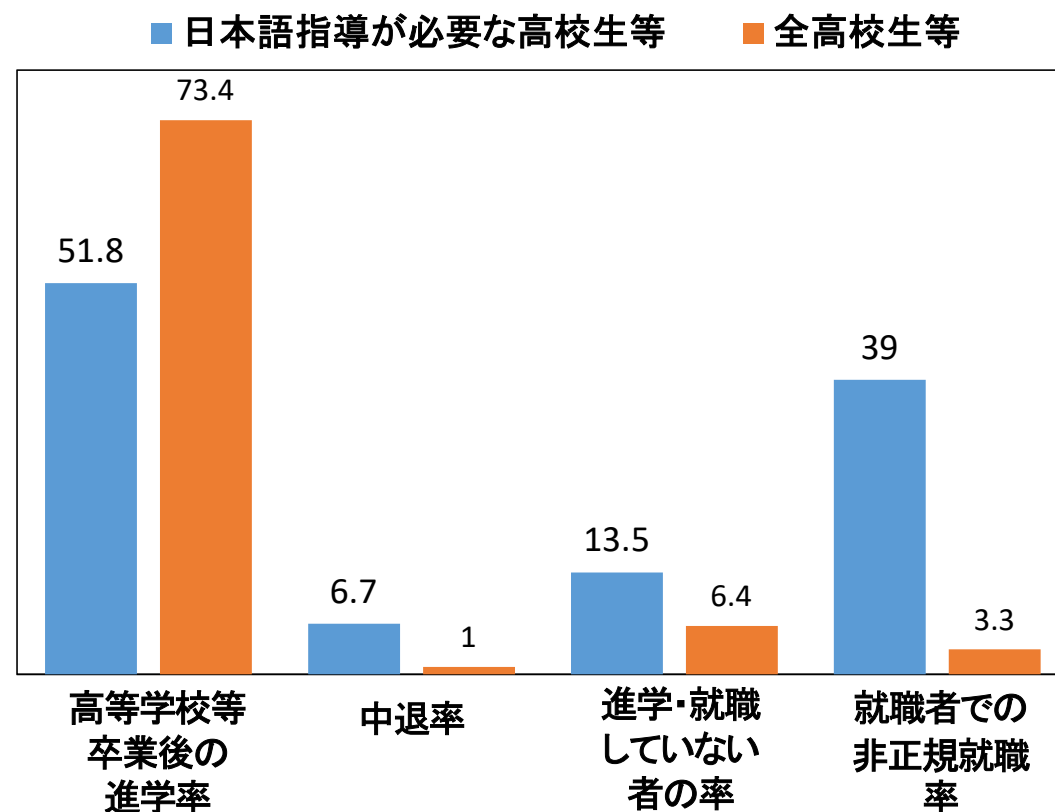
A 我が国においては、外国人の子の保護者に対する就学義務はありませんが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、その子を日本人児童生徒と同様に無償で受け入れているところです。教育委員会においては、学齢の外国人の子が就学の機会を逸することのないよう、外国人の子の就学についての広報・説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学が可能であることを案内するとともに、住民基本台帳の情報に基づいて、公立の義務教育諸学校への入学手続等を記載した就学案内を通知することが適当です。また、外国人の子についても、就学の機会を確保する観点から、教育委員会においては、住民基本台帳等に基づいて学齢簿に準じるものを作成するなどして、就学に関する適切な情報の管理に努めることが重要です。その際、関係行政機関と連携も図りつつ、学校教育法第1条に定める学校のみならず、外国人学校等も含めた就学状況を把握したり、保護者からの相談に応じるなど、継続して就学の機会の確保に努めることが適当です(中略)。受入れ学年の決定については、特に日本語でのコミュニケーション能力の欠如や、日本と外国とで学習内容・順序が異なること等により、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときは、一時的又は正式に下学年への入学を認める取扱いとすることが可能であることから、学校においては、外国人の子の学力や日本語能力等を適宜判断し、必要に応じこのような取扱いを講じることが適当です。

\* 就学状況把握及び就学促進のための取組「特にしていない」48.5% 。

## 制度と実態との乖離

- ・2021(令和3)年度における、日本語指導が必要な児童生徒数は58,307人  
前回調査(2018年)より14%増加
- ・令和4年度、学齢相当の外国人の子ども125,468人のうち、不就学は778人  
就学状況が確認できない子ども6,675名を加えた7,453人の子ども(全体の5.5%)の子どもが不就学の可能性

### 高校生の進路状況



文部科学省(2023)より作成

## 4. 在留資格がない子ども家庭も利用する・できる制度・サービスの例

- 無料定額診療事業
- 支援機関・団体等による支援や給付金
  - よりそいホットラインの外国人相談
  - 子ども食堂など
  - 法テラス
  - 一般社団法人つくろい東京ファンド
  - 移民難民スタディーズ(千葉大学)
  - 教会やモスク
  - 通訳のNPOなど
  - 児童養護施設への措置

# ▶ 制度適用に関するおすすめ情報源

- 日本弁護士会  
連合会(2016)  
「非正規滞在  
外国人に対する  
行政サービス」



- かながわ国際交流財団  
<https://www.kifjp.org/>



- CINGA(国際活動市民中心)



- 移住連(2019)  
「外国人の医療・福祉  
・社会保障 相談  
ハンドブック」(2019)



## 5. 制度の対象であっても、様々な理由で制度にはつながらない人が多い

- ・法上は対象であるにもかかわらず、支援へのアクセスを阻む要因が複数ある結果、支援につながらず、つながった時には問題が大きくなっていた、という事例がほとんど

・夫、妻、子ども(6歳、2歳)。夫は調理の仕事をしており、1歳の子どもと妻を呼び寄せた。6歳の子どもが多動で、学校の担任は気にかけている。妻は日本語が話せないので資料を理解できず、夫は仕事が忙しくてあまり子育てには対応できない。母国での子育て環境とは違いすぎて、妻は精神的ストレスが高い。保育士も言葉が英語や中国語ではないのでコミュニケーションがうまくとれない。本当は子育てひろばや日本語支援が必要だが、それがない。

## 5. 制度の対象であっても、様々な理由で制度にはつながらない人が多い

- 制度上の問題が降りかかっている場合、生活の中で在留資格の維持が難しくなる状況が生じた結果、在留資格の期限が切れ、結果として確実に制度のほとんどを利用できなくなる、というケース

シングルマザーと3歳の子どもの世帯。母親がDVから避難して、在留資格の更新をしない結果、非正規滞在となった。その結果、子どもの健康に関連するサービス、日本語支援、つながり支援などのすべてから距離をおいて生活している

## 何が支援へのアクセスを阻むのか？



### ◆言葉の壁

- 制度や用語の概念理解の壁  
（「最低生活費」「収入を証明する書類」など）
- 母国との文化・制度の違い  
→置き換えができない
- 漢字が多用された書類、単に翻訳された書類
- 個別状況に応じて使用する書類の多言語版がない
- 通訳の不備



### ◆制度の壁

- 制度を利用するための制度の欠如・不備
- 情報が不正確に伝わっており、訂正する人がいない
- 表現上の勘違い
- 制度に関する誤解、誤った口コミ情報
- 外国人労働者の就労特性に合わない支援(場所、時間帯など)
- 日本人(支援者)の制度知識

### ◆文化・アイデンティティの壁

- 宗教の教義上の制約(イスラム金融など)
- 相談窓口での対応での嫌な経験
- 「〇〇がそんなことはできない」
- 「〇〇だからきっと嫌がられる」





## ◆心の壁

- 利用者側の偏見・思い込み
  - どうせ聞いてもらえない
  - 男性じゃないから相手にしてもらえない
- 支援者側の偏見・思い込み
  - 同じ国のネットワークで生きているんだろう
  - 彼らは約束を守らない
  - 自分で何とかしようという気持ちがない
- メディアの影響
- 地域での支え合いの希薄さ、保育の不足など
- 偏見・苦手意識

## 2 子育て家庭に在留資格が与える影響

◆親の就労の制約→家計の経済状況、そして子どもの貧困につながる

世帯類型	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	ベトナム	アメリカ合衆国	ブラジル	ブラジル以外の中南米	その他
総数(令和元年7月末)	44852	29109	5496	4968	592	176	1415	968	2046
総数(令和2年7月末)	45638	28966	5744	5124	621	192	1680	1067	2161
増減	786	-143	248	156	29	16	265	99	115

被保護世帯総数は令和元年7月末から令和2年7月末にかけて1781世帯増加  
(161万5083世帯→161万6864世帯)

生活保護の対象になり得る在留資格保持者は外国人全体の52%にも関わらず、  
被保護世帯総数の44%は外国人の世帯だった

## ▶ 在留資格が暴力や搾取の被害リスクを高め、支援とのつながりを困難にすることも

- 国際結婚での日本人夫が在留資格更新における主導権を握る
- 子どもの在留資格取得を考えて暴力的関係に留まる
- 在留資格がないことは公的支援から距離をとらせる
- 仕事をやめたくとも在留資格の更新、維持を考えて留まる

## 非正規滞在の家族と子どもたち

- ・我が国の在留資格のない18歳未満の子どもは概ね200人とされる
- ・子どもたちに関する諸研究は、以下を明らかにしている
  - 栄養不足による発達不良、治療を受けられず病気がち
  - 基礎教育、文化的活動の欠如
  - 教育費の不足と拘留への不安ゆえの不就学
  - 将来がみえないゆえの心理的な不安定さ
  - 親の心理的、経済的不安定さが子どもの生活全般にも影響を与える
  - 共有できる友人や知人がいない
  - 親子関係の悪化

(Thomas, et.al 2018 ; PICUM 2020)

## ▶ 非正規滞在外国人の実態調査(NPO法人北関東医療相談会)から

- ・20代から50代が全体の83%
- ・35%「支援者はいない」
- ・16%「食事の回数は1日1食」、60%「1日2食」
- ・82%「家賃の負担」が「苦しい」「とても苦しい」  
家賃額は1万円台から4万円台が半数(53%)、約40%が滞納(平均約7カ月)
- ・84%「経済的な問題で医療機関を受診できない」
- ・79%は「経済的余裕があれば治療したい病気やけががある」
- ・90%子どもの教育費の負担感は「とても苦しい(67%)」「苦しい(23%)」

## ▶ 非正規滞在外国人の実態調査(日本社会福祉士会 2024年)から

### 外国人

- 子どもに関する相談が非常に少ない
- 母子の確執、不登校などは示された
- 子どもの権利保障に関わる実践例は少ない

### 支援者

- 29%は「児童相談所と連携」
- 約3割「非正規滞在の外国人の支援で改善してほしいこと」は「教育・保育の保証」

大人の法的、医療的、経済的課題の訴えが優先

→子どもの社会生活、ウェルビーイングは置き去りにされている？

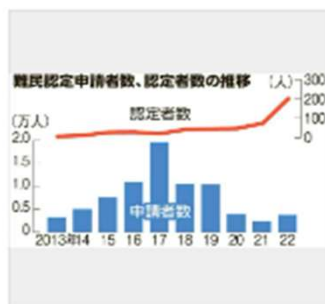
# 最近の動き：非正規滞在の子どもへの在留特別許可

日本生まれでも強制送還の対象の子ども212人に「在留特別許可」

9/27(金) 17:30 配信 80 80 80 80 80 80

朝日新聞  
DIGITAL

■不安募らせる家族も



難民認定申請者数、認定者数の推移

難民認定の申請中でも強制送還できるようにした6月の改正入管難民法施行によって、日本で生まれ育ちながら強制送還の対象となりうる子どもたちが少なくとも263人いる。このうち8割にあたる212人に対し、出入国在留管理庁は、人道的な理由で日本にとどまることができる「在留特別許可」（在特）により在留資格を付与した。

【写真】「在留資格」を求めて

27日発表した。法改正に伴う特例措置。ただ、帰国した子を除く40人の子については「就学年齢に達していない」（26人）「親に看過できない事情がある」（14人）として許可しなかった。

難民認定の申請中は従来、強制送還の対象外としてきたが、改正入管法により、3回目以降の申請者らの送還が可能になった。ただ、送還を拒む世帯には日本で生まれ育った子もいるため、日本でしか生活したことのない子どもが送還されることへの懸念が国会審議などで焦点となっていた。

当時の齋藤健法相は「今回限りの措置」として、改正法の施行までに、日本で生まれ小中高校で教育を受けている子に在特を認める方針を表明。不法入国や懲役1年以上の実刑判決など、親に「看過できない事情」がある場合は認めないとの考え方を示していた。

入管庁によると、今年6月10日の改正法の施行までに、強制送還とする理由があると判断した日本生まれの子は263人。27日までに、このうち212人に在特を許可した。これに伴い、親や日本生まれでない兄弟姉妹の計183人にも在特を認めた。

一方、今回の措置は日本で生まれた子が対象で、日本で一定期間生活をしていても、海外で生まれたり、学校をすでに卒業したりしている子どもは含まれていない。

そうした子についても、齋藤前法相は昨年8月の会見で、日本の学校に通っていることを「積極的に評価」して判断するとの見解を示している。実際に許可を出しているか否かは明らかにされていない。

入管庁幹部は「日本の学校に通っているなど特例措置の対象者に準じるような事情は積極的に評価する」と語るが、日本生まれで大学まで卒業したのに在特が認められないなど、「許可されない理由が分からない」と不安を募らせる家族もいる。（久保田一 道、浅倉拓也）

### 3 調査研究から①

- ①生活困難を抱えた外国人女性へのライフストーリーインタビュー  
「女性移住者の生活困難と多文化ソーシャルワーク」(明石書店)
- ②「外国人保護者の子育て支援とのつながりおよび活用への支援方策  
-保護者へのインタビュー調査より-」  
<https://toyo.repo.nii.ac.jp/records/14501>
- ③児童相談所、児童養護施設等、里親などの社会的養護の支援を受けている外国  
ルーツの子ども家庭の実態調査「児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者  
への対応等に関する調査研究報告書」  
[https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/pdf/r02kosodate2020\\_05.pdf](https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/pdf/r02kosodate2020_05.pdf)
- ④在留資格を有さない外国人の実態調査研究事業(日本社会福祉士会)  
<https://jacsw.or.jp/citizens/kokusai/documents/R5tabunkahoukokusho.pdf>
- ⑤母子生活支援施設を退所した女性の生活状況に関するインタビュー調査
- ⑥外国人労働者・留学生に対する金融排除(代表 小関隆志)



### 3 調査研究から① 日本の支援情報はどのようにみているのか

- 役所のホームページをみるけど、別のページにいくと段々わからなくなる
- 言葉で聞くとわかるけど、文字で見るとわからない
- 日本語が読めないなので、資料をもらってもほとんど読まない  
授業参観にいても何の話をしているのかわからないので行かなくなった
- NPOに行くようになってからは、学校で教わっても、その紙をもって  
もう一度NPOで聞く

### 3 調査研究から①困った時には誰から支援を得ながら生きているのか

- ・母国の家族には心配をかけたくないとの理由で話さない
- ・同じ国の人が一番関わりをもっている
- ・困ったときに頼るのは
  - 父親が職場の男性同僚に色々教えてもらう
  - 母国語を教えてくれるお寺で同国人とつながっている
  - 学校がNPOに相談したことでNPOにつながった
  - 出産時に病院で同じ部屋だった人
  - 母子生活支援施設に同時期に入所していた女性
  - 担任
  - 職場で知り合った客
  - 同国出身者
    - \* 状況に応じて使い分けている

### 3 調査研究から①なぜ支援を得ようとししないのか

- ・「ビザがないから。外出ると捕まるから。でも捕まるのは怖いから」
- ・「捕まると娘といられなくなるのはいや」
- ・「手紙を全然読めなくて」
- ・「いろいろ制度とか知らなかったんです」
- ・「日本は、日本だから日本人の味方になる。もう裁判やってもダメだと思った」
- ・「(日本語教室は)行く時間がない。ずっと夜勤だから。時間があれば行きたかった」
- ・「日本語が読めないなので、資料をもらってもほとんど読まない」
- ・「子どもを見る人がいない。探すのが大変」

### 3 調査研究から①児童福祉施設に入所したこども・保護者の特徴 子どもの言語面、社会性に関する課題

	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	286	35	53	86	120
施設での日本語のコミュニケーションに支障がある	22.7%	17.1%	32.1%	27.9%	40.0%
学校や保育園等、施設外での日本語のコミュニケーションに支障がある	20.6%	17.1%	13.2%	15.1%	31.7%
将来の進路等重要な事項の相談・調整が難しい	29.4%	14.3%	26.4%	23.3%	29.2%
友人ができない、または孤立しがちである	11.9%	11.4%	13.2%	7.0%	19.2%
子ども間のいじめ、差別にあっているまたはあうことが多い	13.3%	8.6%	5.7%	8.1%	14.2%
学習の遅れがみられる	27.3%	17.1%	26.4%	14.0%	45.0%
不登校状態である	3.1%	0.0%	3.8%	4.7%	7.5%
言葉が通じず、いら立ちや感情の爆発が生じる	12.2%	5.7%	20.8%	11.6%	16.7%
子どもとの信頼関係の構築が難しい	10.5%	11.4%	13.2%	9.3%	15.0%
施設生活・社会生活上のルールが理解できない	15.7%	8.6%	22.6%	17.4%	24.2%
アセスメントが困難である	16.1%	5.7%	15.1%	14.0%	16.7%
子どもの急病時等、健康管理上の緊急対応が難しいまたは不安	11.9%	11.4%	11.3%	10.5%	20.8%
退所後の子どもの就労継続が困難である	18.9%	5.7%	17.0%	16.3%	5.0%

\* 厚生労働省 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
「児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究」(2021年3月)

## 子どもの保護者の言語面、社会性に関する課題

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
日本語のコミュニケーションに支障がある	48.4%	42.0%	28.6%	43.4%	32.6%	71.7%
支援方針等重要な事項の相談・調整が難しい	35.5%	31.5%	28.6%	35.8%	22.1%	50.8%
子どものアセスメントに必要な情報収集が困難	37.6%	29.7%	28.6%	32.1%	23.3%	37.5%
日々の養育に必要な情報収集が困難(アレルギー・既往疾患の有無等)	25.8%	15.4%	17.1%	20.8%	15.1%	26.7%
保護者との信頼関係の構築が難しい	28.0%	26.9%	11.4%	26.4%	23.3%	31.7%
家庭復帰における保護者支援が難しい	34.4%	36.4%	28.6%	30.2%	15.1%	4.2%
子どもの疾患に対する治療方針の検討・決定が難しい(予定入院・手術の実施の判断等)	19.4%	12.2%	14.3%	11.3%	9.3%	18.3%



## 子ども・保護者の養育・支援における組織の課題

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
子ども・保護者の対応を特定の職員しか行えない	15.1%	14.7%	11.4%	7.5%	17.4%	14.2%
子ども・保護者の対応に多くの時間・労力を要している	21.5%	16.4%	8.6%	13.2%	16.3%	50.0%
職員が多忙なため言語・文化等の研修や知識習得が行えない	25.8%	25.5%	17.1%	22.6%	20.9%	40.0%
学校等の関係機関、地域との連携や理解促進に苦慮する	5.4%	15.4%	8.6%	18.9%	14.0%	32.5%
職員配置や研修等を行う際の費用捻出に課題がある	6.5%	6.3%	8.6%	5.7%	9.3%	5.0%
職員や施設自体への支援を提供する機関が少ない(職員が個別支援を行う際の、職員向けの法的な相談支援等)	24.7%	21.3%	11.4%	18.9%	12.8%	29.2%
その他	3.2%	3.8%	5.7%	1.9%	2.3%	1.7%

### 3 調査研究から①DV被害女性はどのようにして支援につながったのか

- ・「このままだと殺される」と思って逃げた
- ・「子どもにとって今の状況はよくない」を思って家を出た
- ・母国家族には言わない女性が多い「心配かけたくない」
- ・最初に逃げた先は同胞
- ・スーパーにおいてあったチラシに書いてあった電話番号をメモしていた
- ・子どもが虐待の通告を受けたことで支援の目が入った

### 3 調査研究から①どのようにして生活を立て直したのか

「子どもは友達にお願いして」

「電気とまって、友達にも「電気止まったよ」と。そうしたら「(これで)払って」と。順番で魚や野菜をくれて。すごい涙が出た。友達がいると安心だなと思って」

「旦那さんから逃げたときは友達の家へ逃げた」

「わからない時はすぐに(パブの)お客さんで、本当にお世話になって。お金も貸してもらって。」

「生活保護を申請の時、お店のお客さんが手続き手伝ってくれて」

「困った時は知り合いの日本人に助けてもらうことが多い。同じ国の人はいりません。困っているのが日本についてだから。フィリピン人だと永住法とか、国のいろんな情報とか、日本でどんな仕事あるとか、いい仕事とか、話したりとか、気持ちが楽になる。日本人だと言葉と、漢字とか、文化とか、いろいろ法律とか」



### 3 調査研究から①どのようにして生活を立て直したのか

「仕事は知り合いから聞いた。フィリピン人コミュニティ」

「自分の国の家族に子どもを預けて幼稚園に行かせたんです」

「友達のところでバイトしてて、ベビーシッターしてたりとか。友達とか集まって、子どもの面倒みるの」

「お母さんの仕事、自分がちっちゃい時にママがやっていたことやった。自分の料理をして、お店が終わるまで待って、夜中の2時まで待って、お弁当みたいなのを、フィリピンのおかずを作って売るです。」

「友達に掃除とかお願いして仕事として頼んでもらったりして働きました」

「インターネットで買い物を代わりにしてあげて、少しお金を多くもらった。」

### 3 調査から： お金に関わる制度利用の状況

- ・調査対象(250人、技術・人文知識・国際業務47%、留学生37%)のうち約8割は何らかの金融サービスが利用できなかった経験がある
- ・金融サービスを利用できなかった理由として最も多いのが言語の壁(日本語でのコミュニケーションが充分できなかった:29.2%)と、知識・情報不足(制度自体を知らない、必要なサービスがどこで得られるのか知らない、用語が難しい:29.2%)、在留資格などの身分(14.8%)、金融機関による差別(10.0%)など

(小関 2024)

利用できなかったサービス	%
日本のクレジットカードの発行	25.6
生活費の借り入れ	21.6
住宅購入費の借り入れ	20.4
投資	20.0
インターネットバンキング	19.6
教育費の借り入れ	19.2
事業費の借り入れ	18.8
公的貸付制度の利用	18.8
学資保険の利用	15.2
生命保険、民間医療保険	14.0
海外送金	13.2
損害保険の利用	13.2
キャッシュレス決済	12.4
日本の銀行口座の開設	10.8
年金加入	8.8
なし	19.2

### 3 調査から: お金に関わる制度利用の状況

「銀行で口座を開設しようとした時に、開設できなかった経験が過去にある」との回答者53名の理由

項目	%
来日後6カ月未満だった	46
日本語を理解できず、窓口に通訳・翻訳サービスもなかった	30
日本語は話せるが申請書に日本語で記入できなかった	7
在留カードや住民票など、有効な本人確認書類を示せなかった	4
窓口で開設を断られたが、理由を教えてもらえなかった	35

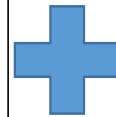
#### \* 感じている、必要な知識やスキル

→ 「様々な金融機関の種類とその違い」(48.8%)、「低コストで安全な海外送金の方法」(46.4%)、「口座開設、振込、引落、ATM操作等」(42.0%)、「搾取的・詐欺的な金融からの自己防衛法」(40.4%)。その他、保険や年金、借入れ、資産運用などの知識・スキルも必要という回答が比較的多くみられた(小関 2024)

## 5 多文化ソーシャルワークの視点

### 多文化

- 文化的背景が生活様式や価値観に与える影響の認識
- 多様な文化の尊重、インクルージョンを尊重・促進
- 異国・異文化環境での生活ゆえに生じる不利の認識



### ソーシャルワーク

- 人の状況や抱える課題を、社会環境の面からとらえる  
→ **エコロジカルな視点**
- 「社会正義・人権擁護・多様性の尊重」の価値に基づき、自己決定を重視した支援を行う
- 生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やささまざまな構造に働きかける

# 人の問題をエコロジカルな視点でとらえる

安定した収入があり、日常生活が機能している

出産や  
介護で  
多くの出費  
が必要

病気で休職  
リストラ  
怪我で退職

・離婚で一人親  
・夫が亡くなり  
減収入で単身

・病気で  
入院費  
・怪我での  
治療費

退職後  
収入減

難病・障害で  
長期の治療

フォーマル  
サポート  
(公的社会  
保障=公助)



インフォーマル  
サポート  
(共助)



自身の力  
(自助)

出産一時手当金  
介護保険

労働関連法  
失業手当  
労災補償

母子生活支援施設  
児童扶養手当  
ひとり親対象の助成

国民健康保険  
健康保険  
傷病手当金 等

国民年金  
厚生年金

障害年金・障害者手帳  
特定疾病・難病に  
対する医療費助成

無料低額診療事業、未払い補填事業、外国人対象の互助制度等

通訳、教会、国際交流協会、大使館、NPO・NGO、弁護士、行政書士など

家族・友人、近隣に住む知人など

本人の生活知識、社会生活力、取り組む意欲、スキルなど

上記の出来事が同時多発、重篤、長期的または連鎖／保険や補償、サポートネットワークの欠如

最後のセイフティネットとしての生活保護

## ▶ エコロジカルな視点でとらえるためには多面的アセスメントが重要

- 外国人の生活を規定する要素は日本人よりはるかに多い
- 外国人、外国人女性特有の経験や立場を理解する
  - 在留資格
  - 言葉・制度の理解状況とその要因
  - ジェンダー
  - 親が受けてきた教育や家族経験

その子どもの状況や親の状況を想像し、押し量り、わからないことは率直に聞く

## 多面的アセスメントのために言葉の支援が重要

- 言語の配慮: 既存の資料やアプリを活用
- スマホ、翻訳機(ポCKETークなど)、翻訳アプリ(ボイストラなど)、翻訳サイト(DeepLなど)
- 日本語を話せているから書類を読めるわけではない
- 書類を言葉の記入ではなくチェックリスト方式にするなどの工夫
- 「やさしい日本語」: ウェブ検索で合うものを

▶「支援制度があるのは知っているが利用したくない」を理解する

障がいに対するタブー

知人に知られたくない

家族が支援を受けることに否定的



## 日本人・日本社会の態度は大きな課題

- 外国人支援に乗り気ではない支援関係者
  - 支援の必要性を感じていない
  - 自助努力をもっとすべきだと思っている
  - 支援はしたいが方法がわからない
  - 支援はしたいが忙しい
- 価値観・定義の違い  
「少しでも早く、ちゃんと日本に馴染むようになってもらうことが、あるべき状態であり、するべき支援」

## 連携・協働、そして自己省察

- ・まずはどんどん連絡してみる
- ・外国人のよいところ(ストレングス)、できること、今後の支援体制について伝える
- ・既存の事例を提示
- ・受け入れる側がもつ抵抗感や複雑な感情を無視しない
- ・丸投げだと感じさせない
- ・自分の思い込みや偏見についても考える

## 4 海外の視察調査から



### オーストラリア

- 文化尊重を基盤とする支援実践
- スタッフを雇用する際に、多様性をもつ構成を意識している
- 偏見や文化的価値観に関する自己覚知の重視  
スーパービジョンの際に、スタッフがもつ文化的価値観も意識して理解するようにしている
- 「カルチャーケアプラン」「カルチャーライフストーリーワーク」
- 「カルチャートランスレーター」



## フランス

- 民間支援団体がもつ役割の大きさへの認識
  - 女性のへのDVを重要課題視  
DV被害の移民女性  
→DVが証明されれば  
10年の在留資格が付与される
- 企業による支援の活用
  - 子ども支援の重要性
  - 社会が持つ移民へのネガティブな意識を問題視



## ノルウェー

- ボランティアの役割の大きさ  
「ボランティアを活用することは移民、難民に対する社会の理解促進のためにも重要」
- サービス利用者がボランティアとして活動
  - 当事者の経験や思いへの理解の点で強みをもつ
  - 支援者として人の相談にのったり、制度について一緒に調べたりすることが就労支援にもなる。  
結果的に、その人の社会統合につながる
- カルチャーコンサルタント  
児童保護局と家族の面談に同席したりして、支援の過程で起きる文化の理解不足の影響を受けた誤解、背景の理解をサポートするスタッフ





## 【文献・資料】\* スライド内で紹介していない文献・資料

- ・福祉新聞「生活福祉資金特例特集② 申請の半数が外国人」(豊島区:2021年04月21日) <https://www.fukushishimbun.co.jp/topics/25785>
- ・法務省(2023)「在留外国人統計」

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13\\_00028.html#:~:text=%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%94%E5%B9%B4%EF%BC%96%E6%9C%88%E6%9C%AB%E3%81%AE,%EF%BC%88%EF%BC%97%EF%BC%8E%EF%BC%93%EF%BC%85%EF%BC%89%E5%A2%97%E5%8A%A0](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00028.html#:~:text=%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%94%E5%B9%B4%EF%BC%96%E6%9C%88%E6%9C%AB%E3%81%AE,%EF%BC%88%EF%BC%97%EF%BC%8E%EF%BC%93%EF%BC%85%EF%BC%89%E5%A2%97%E5%8A%A0)

- ・小関隆志(2024)「外国人労働者・留学生に対する金融排除の現状 -アンケート・インタビュー調査結果をもとに-」『経営論集』71,1-2, 13-39.

- ・厚生労働省(2024)「被保護者調査2022」<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450312&tstat=000001166946&metadata=1&data=1>

- ・厚生労働省(2023)人口動態統計(報告書)<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/houkoku22/index.html>

- ・南野奈津子『いっしょに考える外国人支援』(編著、明石書店、2020年)

- ・南野奈津子『地域で取り組む外国人の子育て支援~自治体・関係機関連携の課題と実践』(編著、ぎょうせい、2022年)

- ・日本社会福祉士会(2018)「滞日外国人支援に携わる実務者(社会福祉士)の滞日外国人支援の基礎の習得のためのガイドブック作成及び研修プログラムの開発事業」報告書。(赤い羽根福祉基金助成事業)

- ・西日本新聞「特例貸し付けに留学生殺到 アルバイト減り生活困窮(2020年6月16日) <https://www.nishinippon.co.jp/item/n/617246/>

- ・下野新聞 <https://www.shimotsuke.co.jp/articles/-/447393>

- ・Siân Thomas, Andy Jolly and Lisa Goodson(2018)“It was like they cut off all my dreams”: Emotional health and wellbeing of undocumented children in London. University of Birmingham & Institute for Research into Superdiversity.

[https://www.barnardos.org.uk/sites/default/files/2020-](https://www.barnardos.org.uk/sites/default/files/2020-11/FINAL_Thomas%20Jolly%20and%20Goodson%20%282018%29%20Undocumented%20Children%20in%20London%20and%20their%20Emotional%20Health%20and%20Wellbeing%5B1%5D%5B1%5D.pdf)

[11/FINAL\\_Thomas%20Jolly%20and%20Goodson%20%282018%29%20Undocumented](https://www.barnardos.org.uk/sites/default/files/2020-11/FINAL_Thomas%20Jolly%20and%20Goodson%20%282018%29%20Undocumented%20Children%20in%20London%20and%20their%20Emotional%20Health%20and%20Wellbeing%5B1%5D%5B1%5D.pdf)

[d%20Children%20in%20London%20and%20their%20Emotional%20Health%20and%20Wellbeing%5B1%5D%5B1%5D.pdf](https://www.barnardos.org.uk/sites/default/files/2020-11/FINAL_Thomas%20Jolly%20and%20Goodson%20%282018%29%20Undocumented%20Children%20in%20London%20and%20their%20Emotional%20Health%20and%20Wellbeing%5B1%5D%5B1%5D.pdf)

- ・特定非営利活動法人 北関東医療相談会(2022)「—生きていけない—追い詰められる仮放免者 仮放免者生活実態調査報告」

<https://www.wam.go.jp/Densi/kikin/eJoseiLib/seikabutsu/2021/20210201091-02-01.pdf>

- ・山本直子(2021)「外国につながる子どもの貧困」『Working Paper Series Vol.17』東京都立大学 子ども・若者貧困研究センター.

[https://www.tmu-beyond.tokyo/child-and-adolescent-poverty/wp-content/uploads/2021/05/2020\\_wp17\\_%E5%A4%96%E5%9B%BD%E3%81%](https://www.tmu-beyond.tokyo/child-and-adolescent-poverty/wp-content/uploads/2021/05/2020_wp17_%E5%A4%96%E5%9B%BD%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%AA%E3%81%8C%E3%82%8B%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%AE%E8%B2%A7%E5%9B%B0.pdf)

[AB%E3%81%A4%E3%81%AA%E3%81%8C%E3%82%8B%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%AE%E8%B2%A7%E5%9B%B0.pdf](https://www.tmu-beyond.tokyo/child-and-adolescent-poverty/wp-content/uploads/2021/05/2020_wp17_%E5%A4%96%E5%9B%BD%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%AA%E3%81%8C%E3%82%8B%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%AE%E8%B2%A7%E5%9B%B0.pdf)